

相続等によって農地の権利を取得したときは…

「農業委員会への届出」 が必要です!!

平成21年12月15日に改正農地法が施行され、農地の権利を相続等によって取得したときは、農地のある市町村の農業委員会にその旨の届出をしなければならないことになりました!

制度の仕組み

届出が必要な者

農地法の許可を要せずに以下の理由で農地の権利を取得した者

- 相続（遺産分割・包括遺贈を含む）
 - 法人の合併・分割
 - 時効
- 等



届出

届出をしなかったり、
虚偽の届出をした場合には、
罰則の規定があります!

農業委員会

ご希望により、地元で農地の借り手を探して紹介したり、農地の管理についての相談に応ずるなどのお手伝いをします。

「届出書」の入手、ご不明な点や詳細等につきましては、農業委員会へお問い合わせ下さい。

南房総市農業委員会事務局

TEL 0470-33-1081 FAX 0470-20-4592

E-mail nogyoiinkai@city.minamiboso.chiba.jp